

浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部を改正する省令案に対する 意見公募（パブリックコメント）の結果について

令和 2 年 2 月 7 日
国土交通省住宅局
環境省環境再生・資源循環局

国土交通省及び環境省では、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部を改正する省令案について、令和元年 11 月 27 日から同年 12 月 26 日までの期間、御意見を募集したところ、計 10 件の御意見をいただきました。お寄せ頂いた御意見とそれに対する両省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜集約及び要約しております。御意見をお寄せ頂きました皆様に御礼を申し上げます。

	主な意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>（浄化槽法（以下「法」という。）第 12 条の 5 第 4 項関係）</p> <p>「市町村が都道府県知事及び特定行政庁に対して設置計画の協議を申し出る場合は、以下の書類を申し出に添付して提出することとする。」</p> <p>とあるが、この文章では「協議を申し出ない場合」もあるような誤解を与えかねない。</p> <p>法第 12 条の 4 にあるとおり、都道府県知事及び特定行政庁に協議し、その同意を得ることは、法第 5 条第 2 項から第 3 項に代わるものであり、このことが設置計画における手続きにおいても必須であるならば、誤解無く伝わるのが重要ではないか。</p>	<p>法第 5 条第 1 項の規定による届出及び同条第 4 項ただし書の通知があったものとみなすためには協議が必要です。条文では、「設置計画の協議の申出は、（中略）提出して行うものとする。」と記載しています。</p>
2	<p>（法第 12 条の 5 第 4 項関係）</p> <p>設置計画の協議の申出書の添付書類に、法第 7 条の水質検査計画に関する事項を記載した書類を追加する等、設置後に法第 7 条検査へとスムーズに移行できるような対策を採って頂きたい。</p> <p>理由：今回の改正により計画同意があれば設置届があったとみなされる。法第 7 条検査については、設置届に何らかの形で紐付してその実効性を確保している都道府県が多いと思われるが、計画書の内容や添付書類に法第 7 条関係の内容や書類がないと、設置届と法第 7 条検査の手続きが分離してしまう虞があるため。</p>	<p>設置計画の協議、設置届の提出とも都道府県知事に行うこととされているため、添付書類を求めなくとも、第 7 条検査の実施をスムーズに行うことは可能です。</p>
3	<p>（法第 12 条の 5 第 4 項関係）</p> <p>浄化槽の設置については、法第 5 条によるケースと建築基準法第 6 条によるケースがあります。後者の場合、通常確認申請図書に建築基準法施行規則第 1 条の 3 により人員算定や構造、放流先などを明示させ、それらについて審査を行います。これを踏まえ、予め知事・特定行政庁の同意を得た市町村が作成した設置計画に基づく地域内における建築物の新築に伴う浄化槽を設置する場合、確認申請に添付が必要となる図書は新たに建築基準法施行規則で定められるのでしょうか。</p> <p>→ 5 条の場合は関与するのは行政側ですが、確認申請の場合、指定確認検査機関（いわゆる民間）も関与します（9 割が民間）。指定確認検査機関との調整はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>確認申請に添付が必要な図書を新たに建築基準法施行規則において定める予定はありません。</p> <p>なお、確認申請手続き等の運用については、今後、技術的助言等で示す予定です。</p>